

## 市町村交通災害共済に加入しませんか

市町村交通災害共済は、国内での交通事故で災害を受けた人を救済（見舞金の支払い）する制度です。

2月1日から、市民安全課で加入申込を受け付けますので、万が一に備えて加入しましょう。

### ▶加入資格 市内に住民票を有する人

※就学（学生）のため一時的に市外に転出している人も加入できます  
※福祉施設などへの入所、もしくは入院加療で市外に転出している人は、施設所在地の市町村に問い合わせてください

### ▶共済期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

※年度途中から加入した場合は、加入した日時からの適用となります

### ▶共済掛金 1人当たり500円

▶申込方法 市民安全課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、①町内会・自治会を通じて申し込むか、②個人で直接申し込んでください

※②の場合は市民安全課のほか、市民窓口サービス課または三会出張所でも受け付けできます

### ▶申し込み・問い合わせ先

市民安全課安全安心班（☎68-1111 内線243）



## 平成30・31年度「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」の競争入札参加資格審査申請について

市が発注する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」の競争入札に参加を希望する業者の競争入札参加資格審査申請を受け付けます。

### ▶受付期間 2月1日（木）～2月28日（水）

### ▶提出方法

契約管財課契約検査班に備え付けの申請書類に必要事項を記入の上、契約管財課契約検査班に持参または郵送してください

※提出要領および申請書類は市ホームページ（<http://www.city.shimabara.lg.jp>）からダウンロードすることができます

### ▶登録有効期間

平成30年4月1日～平成32年3月31日

※ただし、建設工事については最新の経営事項審査結果通知書の審査基準日から1年7カ月経過すると公共工事を請け負うことができませんので、注意してください

### ▶注意事項

- ①本市が行う競争入札（見積徴取も含む）に参加するためには、原則、少額であっても有資格業者として名簿に登載される必要があります
- ②平成29・30年度の「物品」および「業務委託」についても競争入札参加資格審査申請を随時受け付けていますので、登録を希望する業者は申請書を提出してください

### ▶提出・問い合わせ先

契約管財課契約検査班

（☎63-1111 内線263）

〒855-0075

島原市下折橋町3691番地1  
下折橋町集合避難施設内

手続きは  
お早めに

